

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年5月26日 15時15分ごろ
発生場所	香川県直島町直島南東方沖 積浦港北沖防波堤北灯台から真方位256°280m付近 (概位 北緯34°27.3′ 東経134°00.0′)
事故の概要	水上オートバイサウザンド サニー号は、左旋回中、また、水上オートバイ貴史号は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年8月28日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ サウザンド サニー号、0.2トン 271-39940岡山、個人所有 B 水上オートバイ 貴史号、0.2トン 260-46717岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B ハンドルに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、遊走の目的で、直島南東岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発して本件砂浜東方沖の海域で遊走していた。 船長Aは、A船を一旦停止し、他のグループのプレジャーボートの船長と会話をした後、本件砂浜に戻ることにした。 A船は、発進した後、船長Aが顔を左方に向けた姿勢で後部座席の同乗者と話をしながら左旋回中、約20km/hの対地速力となった頃、A船の右舷船尾部とB船の左舷部とが衝突した。（図1参照）



図1 事故発生経過概略図

A船は、自力で航行して岡山県^{たまの}玉野市所在のマリーナに戻った。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、遊走の目的で、本件砂浜を出発して本件砂浜東方沖の海域で遊走していた。

船長Bは、B船を一旦停止し、船首を南方に向けて漂泊中、左舷後方から左旋回しながら接近するA船に至近距離で気付いたが、どうすることもできずにいたところ、B船とA船とが衝突した。

船長Bは、両船が衝突した際、A船の船底で左肘を打った。

B船は、仲間のプレジャーボートにえい航されて玉野市所在のマリーナに戻った。

マリーナの経営者は、B船の船舶所有者から事情を聞いた後、海上

	<p>保安庁に本事故発生 of 通報を行った。</p> <p>船長Bは、後日、玉野市内の病院を受診し、左肘打撲傷と診断された。</p> <p>船長A及び船長Bは、本事故当日の午前中から知人等の家族を含め、総勢11人の仲間と共にA船及びB船を含む4隻の水上オートバイ等で遊走を楽しみ、昼頃に本件砂浜付近の飲食店で食事をした後も遊走を楽しんでいた。</p> <p>船長Aは、平成23年に特殊小型船舶操縦免許を取得し、年間に約20回の遊走経験があった。</p> <p>船長Bは、令和6年4月に特殊小型船舶操縦免許を取得し、本事故時が5回目の遊走であった。</p> <p>本件砂浜東方沖には、本事故時、A船及びB船を含め、約7隻の水上オートバイ等が漂泊していた。</p> <p>船長Aは、本件砂浜に向かう際、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、B船に接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、本件砂浜に向けて左旋回中、船長Aが、顔を左方に向けた姿勢で、A船の後部座席の同乗者と話をしており、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件砂浜東方沖で船首を南方に向けて漂泊中、船長Bが、B船に向かって接近してくるA船に至近距離で気付いたものの、どうすることもできず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本件砂浜東方沖において、A船が左旋回中、B船が船首を南方に向けて漂泊中、船長Aが、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、前路で漂泊中のB船に接近していることに気付かず、また、船長Bが、B船に向かって接近してくるA船に至近距離で気付いたものの、どうすることもできず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、航行中、後部座席の同乗者と会話等をすることなく操縦に専念し、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・水上オートバイの船長は、周囲に他船が多くいる海域では、常に周囲の状況を確認して他船との接近を避けるようにすること。 ・船長等は、船舶事故が発生した場合、適切な助言や支援を受けられるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。